

○九州工業大学学生表彰規程

平成14年2月6日
九工大規程第 1号

改正 平成16年5月12日九工大規程第44号
平成19年4月 1日九工大規程第19号
平成27年5月14日九工大規程第48号
令和 2年3月 9日九工大規程第 4号
令和 4年7月27日九工大規程第18号
令和5年12月13日九工大規程第26号

九州工業大学学生表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、九州工業大学学則（平成19年九工大学則第1号）第87条第2項の規定に基づき、模範となる行為のあった学生の表彰（以下「表彰」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰の区分)

第2条 学生表彰は、次の各号のとおりとする。

- (1) 課外活動賞
- (2) 社会貢献賞
- (3) 技術賞
- (4) 語学賞
- (5) 国際賞

(表彰の対象者)

第3条 表彰の対象者は、次の各号の一に該当する団体及び個人とする。

- (1) 課外活動賞

九州工業大学（以下「本学」という。）における課外活動の成果が特に顕著であり、かつ、本学の課外活動の振興に功績があったと認められる本学の責善会学生会に所属する団体及び個人

- (2) 社会貢献賞

ア. 人命救助、犯罪防止又は火災予防に貢献した団体及び個人

イ. ボランティア活動において功績のあった団体及び個人

ウ. その他社会貢献に係る行為が社会的に高く評価される等、本学学生の模範となり得ると認められる団体及び個人

- (3) 技術賞

技術系競技会の成果が特に優れていると認められる団体及び個人

- (4) 語学賞

英語能力検定等で特に優れた成績を修めた個人

- (5) 国際賞

国際学会等で特に優れた成績を修めた団体及び個人

(候補者の申請等)

第4条 前条第1号の基準に該当する候補者の申請は、サークルの顧問教員又は主将が学長に対して行う。

2 前条第2号、第3号及び第5号の基準に該当する候補者の推薦は、本学教職員又は学生が学長に対して行う。

3 前条第4号に該当する候補者の申請は、学生が学長に対して行う。

(被表彰者の決定)

第5条 被表彰者の決定は、前条の規定により候補者として申請又は推薦のあった者の中から、教育研究評議会の審議を経て、学長が行う。

(表彰)

第6条 学長は、前条の規定により被表彰者として決定した団体及び個人に対し表彰状並びに記念品を授与する。ただし、第2条第4号にかかる被表彰者の個人に対し表彰状を授与する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、表彰の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成14年2月6日から施行する。

附 則 (平成16年九工大規程第44号)

この規程は、平成16年5月12日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年5月14日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年7月27日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年12月13日から施行する。